

建設業

工事発注者の皆様へ

令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用中！

上限規制とは…

- ・原則（36協定を結んだ場合）
月45時間かつ年360時間までしか時間外労働をさせることができない。
- ・例外（36協定を締結し、特別条項を設定した場合）
臨時的・特別事情がある場合に、以下の条件を守れば、年6回まで月45時間を超えて時間外労働をさせることができる。
 - ・時間外労働が年720時間以内
 - ・ " と休日労働の合計が月100時間未満
 - ・ " と休日労働の合計が2～6か月平均80時間以内



建設業特有の事項…

- 建設の事業のうち、災害時における復旧および復興の事業に限り、以下の規定が適用されない（労働基準法第139条第1項）。
- ・時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
 - ・ " と休日労働の合計が2～6か月平均80時間以内



上限規制の円滑な適用のために…

公共工事・民間工事を問わず、工事発注者の皆様には、下記の取組についてご理解・ご協力をお願いします。

☑ 適正な工期設定

時間外労働の上限規制をはじめ、週休2日の確保、年次有給休暇の取得、天候不良による作業不能日数等を考慮した工期の設定をお願いします。

☑ 適切な賃金水準の確保等

賃金の引上げ等に伴う適切な賃金水準を確保するための労務費、労働災害防止対策に要する安全衛生経費等必要経費を適正に計上した発注をお願いします。



宮崎労働局・労働基準監督署





工事を発注する方
私たちも
変わっていきましょう



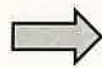
(働き方改革PR動画)

適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項をまとめた「工期に関する基準」も令和6年3月に改定されたため、こちらをご確認ください。

(工期に関する基準)



その他、建設業の時間外労働の上限規制に関するパンフレット及びQ&Aは、こちらから



パンフレット



Q&A



Q&A (追補版)

